

令和 3 年度第 2 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 8 月 2 4 日（火） 午後 2 時～ 4 時
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー 1 2 階 教育委員会室
- 3 出席者 （委員）
山田俊輔会長、河東義之副会長、小関悠一郎委員、
菅根幸裕委員、吉村稔子委員、神谷睦代委員
（事務局）
佐々木生涯学習部長、佐久間文化財課長、
児玉文化財課長補佐、その他事務局職員

4 議 題

- （１） 会長・副会長の選任について
- （２） 市指定文化財（史跡）猪鼻城跡（含七天王塚 5 号塚）の史跡範囲について

5 議題の概要

- （１） 委員の改任に伴い、委員の互選により会長・副会長を選任した。
- （２） 事務局より発掘調査結果に基づく案を説明し了承を得た。

6 報告事項

- （１） 歴史的建造物（古民家）の事前調査の結果について
- （２） 旧生浜町役場庁舎の警備機器の更新について

7 会議経過

議題（１）会長・副会長の選任について

（司会）会長・副会長の選任は、千葉市文化財保護条例施行規則により、互選によって選出することとされている。委員の方々による推薦はあるか。

（神谷委員）山田委員を推薦する。

（出席委員）異議なし

（山田委員）会長に選任されたので、副会長の選任を行う。

副会長は河東委員にお願いしたい。

（河東委員）承諾

（山田会長）議事に入る前に、議事録署名人として神谷委員を指名する。

（神谷委員）承諾

議題（２）市指定文化財（史跡）猪鼻城跡（含七天王塚５号塚）の 史跡範囲について

（山田会長）議題（２）について事務局より説明を願う。

【事務局が市指定文化財（史跡）猪鼻城跡（含七天王塚５号塚）
の史跡範囲について報告】

（山田会長）調査の際、現地で確認したが、トレンチ A・D で古墳の周溝
と考えられる溝跡が検出されたことで、今回の調査によって
概ね古墳の範囲は確認することができたと考えている。この
調査結果を受け、塚の残存する範囲とその周囲をバッファゾ
ーンに設定し、塚を保存する史跡範囲（案）が事務局より提示
されたものである。

（山田会長）ただいまの説明について、何か質問・意見等はあるか。

【質問・意見無し】

（山田会長）質問・意見等はないようなので、本議題の議決を行う。

七天王塚５号塚の史跡範囲は別紙 1（発掘調査結果及び七天
王塚５号塚史跡範囲）にある案のとおりで問題ないか。

【異議なし】

（山田会長）事務局においては、今回の審議の結果をもとに、今後の事務
を進めていただきたい。

報告事項（１）歴史的建造物（古民家）の事前調査の結果について

（山田会長）報告事項（１）について、事務局より説明を願う。

【事務局職員が歴史的建造物（古民家）の事前調査の結果に
ついて報告】

【河東委員が歴史的建造物（古民家）に関する所見を報告】

（山田会長）ただいまの説明について、何か質問・意見等はあるか。

（山田会長）所見において、建物の維持保存は短期・中期・長期と段階的
に実施すべきとされている。近年の台風等の気象状況を考慮す
ると、短期的整備を早急に実施すべきだと思うが、具体的にど
のような方法が考えられるのか？

（河東委員）短期的整備としては、小屋裏の屋根修復が必要である。応急
的な追加工事はなされているが、今の状態で何年持つかは不明
である。建物正面の追加工事は不要であるが、北側と天井部は
新たな鉄板で塞ぐ必要がある。なお、北側は建物の背面である

ことから、正面と同じ金属屋根で覆う必要はなく、簡易的な鉄板で覆えば良い。中期的には、ある程度建物内部を含めた復原を行う必要がある。茅葺屋根の修復は長期的なものと捉え、活用の方針等が明確になった段階で将来的に実施すべきものであると考えている。

（山田会長）当該建造物は、式台玄関を持つ江戸時代の農家建築としては千葉市に唯一残存する建物であり、可能な限り保存を図る必要があると考えられる。保存に際しては、所有者の負担が大きい内容となることから、市と所有者で協議を行い、市としてできるだけのサポートをする必要がある。

（小関委員）所有者は、建物の重要性と保存の必要性に対し、現段階でどのような考えをもっているのか？

（事務局）これまでの調査記録・所見等は、現所有者とそのご子息に適宜お伝えしており、文化財的価値が高いことは認識していただいている。現段階では、可能な限り建物を保存したいとの意向を伺っているが、修復と長期的な維持には多額の費用が必要であり、その全てを負担することは難しいとの見解である。

（河東委員）活用方法によって必要な修復の内容が異なってくるので、本格的な修復を行う際は、事前に活用方法についての検討を十分に実施する必要がある。

（神谷委員）市指定文化財になった際は、小学校の社会科見学など学校教育と連携した活用を検討すべきだと考えているが、所有者はどのような考えを持っているか。

（事務局）台風による被害を受ける以前は、近隣小学校の社会科見学等を受け入れていただいております。指定文化財となった際の活用は必須であることをお伝えしている。

（河東委員）同じ地域の人々に、この建物に文化財的価値があることを知ってもらい、地域の共有の遺産であるという認識を広く持ってもらふ必要もあるだろう。花見川沿岸の農村風景・歴史としても価値はあるのではないか。

（菅根委員）文化財保護法が改正され、文化財の保存と活用に際して、地域経済の活性や地域振興に資することが求められている。指定文化財となった際は、有料化を含めた文化財の公開を検討する必要がある。

（吉村委員）所見によると昭和 54 年の報告書に、畑町町内に「斎藤家」が現存すると記載があるが、現存するのであれば同時代・同規模の建物として調査をする必要等があるのではないか。

（河東委員）斎藤家は雑賀家の隣宅であり、長屋門と母屋が現存している。雑賀家のような式台玄関を持った意匠ではないものの、平面構造はよく似ており、时期的にもほぼ同じ時期の建築だと思われる。

（事務局）雑賀家を含め、文化財は地域共有の遺産であるという指摘を踏まえ、今後、所有者の同意が得られれば、建物の現状確認等を実施していきたいと考えている。

（山田会長）他に何か質問・意見等はあるか。

【質問・意見無し】

（山田会長）事務局においては、報告の内容をもとに、今後の事務を進めていただきたい。

報告事項（２）旧生浜町役場庁舎の警備機器の更新について

（山田会長）報告事項（２）について、事務局より説明を願う。

【事務局職員が旧生浜町役場庁舎の警備機器の更新について報告】

（山田会長）ただいまの説明について、何か質問・意見等はあるか。

【質問・意見無し】

（山田会長）事務局においては、報告の内容をもとに、今後の事務を進めていただきたい。

（山田会長）これにて議事を終了する。

問い合わせ先 千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

T E L 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 6 2

F A X 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 9 3